

鈴鹿市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年3月25日

鈴鹿市議会議長

野間 芳実 様

提出者

議会運営委員会

委員長 池上 茂樹

提案理由

鈴鹿市行政組織条例の一部改正に伴い、組織名の表記を改めるため。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

鈴鹿市議会委員会条例(昭和35年鈴鹿市条例第1号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後			改正前		
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)			(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)		
第2条 略			第2条 略		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務委員会	7名	危機管理部、政策経営部、総務部、 <u>技術監理部</u> 、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務委員会	7名	危機管理部、政策経営部、総務部、 <u>技術監理契約課</u> 、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。